

Podcast Series: Tokyo Antitrust & Competition Group

Antitrust & Competition Situation Room

米国インタビューサマリー

1. 米国では、新型コロナウイルス危機に対応して、司法省反トラスト局と連邦取引委員会が共同して、3月にガイダンスを公表した。企業が当局に自らの事業活動が反トラスト法に違反するかどうかの審査を要請した場合、通常は数か月を要するところ、ウイルス対策関連の事業に限り7日以内に回答される。また、危機状況に対応するために競合社間で行う協力について、競争促進的となる場合を列挙した。ただし、価格拘束、市場分割、入札談合等の反トラスト法に違反する行為は、危機状況においても違法とされるので、従来通りのコンプライアンスが必要だ。

2. カルテルに対する執行は、近年減少しているが、執行におけるプライオリティーは高い。最近では、ジェネリック薬品のカルテルの執行が目立つ。競争者間における引き抜き防止協定(non-poaching agreement)は、2016年にガイドラインが示されるなど重点が置かれている。コロナ危機での必需品である薬品や医療機器の価格を競合間で吊り上げる行為があれば、積極的な摘発が行われるだろう。もっとも、当局の職員の多くが在宅勤務となり、執行に必要なリソースの確保が課題となっている。

3. Amazon や Google 等の巨大プラットフォーマーに対しては当局の関心は高く、Google に対する大掛かりな調査が行われている。他方、32州の司法長官は、プラットフォーマーに対し、マスクなどのコロナ危機による供給不足を利用して利益を上げようとする個人や企業に対する規制を行うように求めている。

4. 企業結合規制では、経済の減速に伴い届出件数は減少しているが、届出のルールに基本的な変更はない。当局のリソースの問題により審査が遅くなっており、30日余分に審査に時間がかかることがアナウンスされた。物理的な届出が難しい状況なため、電子届出のシステムの整備が進められている。リソース不足により、待機期間前の早期終了制度は一時的に停止されている。